

私は三重県出身で、実家に近いトヨタ自動車がいいな、ということで入社したのですが、入社後間もなくトヨタ自動車工業とトヨタ自動車販売が合併し、一気に海外で働く機会が増えたわけです。その頃ちょうど日本の自動車メーカーの海外進出が増え、トヨタ自動車とGMとのジョイントベンチャーがあったりしました。こうしたわけで社員の中には環境が変わってショックを受けたものも多かったようですが、私自身にとっては、こうした変化がとても幸運だったと思っています。

1998年に豊田工業大学に移ったあと、2002年1月から豊田工業大学シカゴ校の立ち上げのために当地に参りました。豊田工業大学シカゴ校は私のライフワークと感じています。コンピューター・サイエンスの分野、特に基礎研究では難しいと言われているのですが、研究者に「ノーベル賞を取れ！」とハッパをかけられるような大学にしたい、というのが私の夢ですね。昨秋正式に開校しましたが、当分はいわば赤ん坊

の状態です。息の長いプロジェクトとして、日米両国の関係者のご支援を得て豊田工業大学シカゴ校を早く一人前の大人に成長させたいと念願しております。

稲垣 文則 氏

73年名古屋大学経済学部を卒業後トヨタ自動車に入社。82年から海外プロジェクト部門を担当。85年から88年まで米国・ニューヨークに駐在。一旦帰国後、94年から3年間はブラジル・サンパウロに駐在。1998年から豊田工業大学で業務を担当。2002年1月シカゴに赴任し、豊田工業大学シカゴ校の開設準備に携わる。2003年秋にはコンピューター・サイエンスの基礎研究と大学院教育を主眼とした豊田工業大学シカゴ校、TTC(Toyo Technological Institute at Chicago)がハイド・パークのシカゴ大学構内に開学。詳しくは豊田工業大学シカゴ校のホームページをご参照下さい。

<http://www.ttic.org>

BUSINESS TOPICS ビジネスピックアップ

「大統領選による諸法規に対する影響と動向」

バーンズ&ソーンバーグ法律事務所 日系企業部パートナー
山本 真理 氏

11月の米大統領選本選に向け、JCCC理事をお務めいただいている山本真理氏にご寄稿頂きました。

アメリカの大統領の交代は、日本の首相交代とは異なり、政府全体の顔ぶれをがらりと変え、民主党、共和党の政権交替ともなれば、アメリカ政府の方針が大幅に変わる。米国では、死刑、同性婚姻、堕胎、銃規制、教育、税制、州の自治権限等、世間一般に、両党が相反する立場をとるされている問題がいくつかあり、全ての大統領選では、これらの問題に対するそれぞれの候補の立場表明が、選挙戦の鍵を握る。しかし、今回の選挙では、反テロ、中東を中心とした軍事外交問題に焦点が当てられ、民主党代表争いでも、当初はトップ候補と見られていたディーン氏が、緒戦の段階で、「サダム・フセインの逮捕は、米国の安全に何ら影響を与えない」と発言して、支持率を一気に落

としたと言われている。その一方で、海軍としてベトナム戦争従軍経験者であるケリー氏がトップ候補となり、アイゼン・ハワー以来ともいえる高位軍人のクラーク氏の善戦や、ブッシュ大統領のNational Guard時代の経歴詐称が問題とされたことなどは、時代を反映した動きといえるだろう。

大統領選挙の支持者動向とは別に、大統領選に大きく関わるものに、連邦法がある。どちらの党の大統領になるかは、その後4年間に調印される諸法令の傾向に影響を与えるからである。また、現大統領が任期継続しない場合、任期終了間際の大統領が、それまで懸案になっていた法案を一気に調印する場合がある。例えば、クリントン前大統領は、任期最終盤にエルゴノミクスに関する法に調印している。しかし、同法は内容が細かく、対応する企業にも負担が大きいのが、ブッシュ大統領就任と共に立法は中止されるという異例の事態が起きた。最近ではエルゴノミクスという言葉を知る機会さえ乏しくなっている。

このように、大統領交代を挟んで翻弄される法律もあり、大統領権限で調印されるのか、選挙後にどのような展開となるかは、民主党側の大統領候補も決定していない時点での予想は困難だが、現在、懸案になっている連邦法案で、日本企業に関係すると思われるものを、以下に簡単に紹介したい。

L1ビザ Hビザに関する改革

L1ビザは、いくつかの法案に別れて改訂を求められているが、どの改定案にも共通する傾向として、米国民の職場を確保するために、Lビザの条件を規制する内容が挙げられる。具体的には、人材派遣会社の派遣社員に対するLビザ発行の規制、ブランクビザの廃止、労働省に権限を与えて、H1Bビザのように、一定の給与水準以上の外国人のみへのLビザ発行、ビザ有効期間の短縮、ビザ取得条件の強化、などがある。現在、どの法案も実施に至っていないが、Lビザに関して規制の動きがあること、しかし、米国議会を通過するまでには至っていないことには、注目しておくべきといえるだろう。この件に関しては、民主党、共和党に分けた目立った流れはないが、企業よりの政策を取る共和党が、労働組合に近い関係を持つ民主党よりも、Lビザ制限に反対の傾向があるといえるだろう。

H1Bビザも、2004年度に設けられていた枠は、2003年10月1日から始まった年度の終わりを待たず、2004年2月17日で限度に達してしまった。この枠を来年度に引き上げるかどうか、今年の立法の動向で注目すべき点である。

その他の移民法関係

ビザ以外の移民法関連では、反テロ政策として、外国人、及び、特定の国から移民した米国人のプロファイル化を促進するものと、それとは相反するように、違法就労外国人者の受け入れ態勢軟化を目指すGuest Worker Programに代表される法案がある。Guest Worker Programは、雇用者と従業員の両者が望み、従業員が違法労働者である以外には諸法に触れていない場合、違法就労外国人を受け入れる内容になっている。

また、大統領選の政見発表では、既に大統領候補を辞退しているが、自分自身、移民2世でユダヤ人であるリーバーマン氏をはじめ、民主党の大統領候補の何人かは、違法就労外国人であっても、雇用者が雇用を希望し、税金を正當に支払い、諸法規に触れずに生活する外国人には、5年で移民権を与え、或いは、違法就労が発覚しても、子供は継続して学校に通うことができる、などといった移民に寛大な政策を打ち出して、目を引いた。

しかし、移民緩和に関しては、米国人失業率増加の立場から、強硬な姿勢を辞さない勢力も大きい。また、移民に対して寛大な政策を打ち出すというだけでは、移民に対して真に寛大とは言い切れない。政策が実際に実施されるかどうかは、別の問題だからだが、移民によって建国されたアメリカでは、「国籍、人種

に関わらず、無限の可能性に対して自由の扉を開いておく」というのは国のモットー、基本理念であるため、移民に寛大な態度は、「正しいアメリカ人」をアピールする道具にもなるからである。外国人である我々日本人から見るのとは異なる視点で移民法が取り扱われている点も、ディベートなど、あらゆる意見が飛び交う大統領選では、注目しておくべきだろう。

残業手当

懸案になっている法案として、注目されているものに残業手当に関するFLSAの改訂案がある。これは、言語、基準が余りにも古くなった1938年発布の同条項を、現状に沿ったものに修正するものだが、低賃金層に残業手当を約束する一方で、中程度の給与水準のホワイトカラー層が残業代支払い免除の条件に適合してしまい、多くのホワイトカラー層に重大な影響をもたらすとして、懸念もされている。この法案は、昨年中に改訂法を実施の予定だったが、現在のところ遅れており、2004年の3月に最終案提出の予定となっている。残業手当に対する改訂は、支払われる側だけでなく、支払う側の雇用者にも大きな影響を与えるため、特に注目されている法案の一つである。

PATR DT ACT

今回、大統領交代となった場合、最も影響を受ける法律は、PATR DT ACTであろう。民主党大統領候補の攻撃的となっているPATR DT ACTは、同時テロ事件により、暫定的なテロ対策として、期限付きで実施された法だが、期限が終了する様子はなく、日本人も、空港での入国審査時の写真撮影、指紋押捺で、その影響を被っている。将来的には、出入国の両方で、外国人入国者の記録を集めることが予定されており、2004年秋からは、全ての外国人に対して、米国渡航にはコンピュータ判読可能パスポートを必要とすることが予定されている。

おわりに

大統領が交代した場合、現在の反テロ政策の軸となっているラムスフェルド国防長官、アッシュクロフト司法長官、リッジ国土安全保障長官の3名も当然交代することになる。日本人には直接関係はないが、キューバのグワンタナモ湾に留置されたままのテロ容疑者問題、サダム・フセインの裁判などを含め、民主党が大統領選に勝った場合、どのように対処するのか、その後の展開はどうなるのか、保険問題、教育、税制、失業率等と、大統領選につきものの問題は山積みの中、やはりテロ関連が国民の関心を集めているのが、今回の大統領選の最も大きな傾向といえるだろう。